

平成30年8月1日

保護者の皆様へ

生駒市立上中学校
校長 高島 智春

上中学校「運動部活動方針」について

本年6月に生駒市教育委員会が「生駒市立学校に係る運動部活動の方針」を策定したことを受けまして、5月に配布しました本校の部活動方針を改定し、「運動部活動方針」としてお知らせいたします。何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 部活動の意義

部活動は教育課程外ですが、本校では学校教育の一環として教育的な意義を認め、教育的な活動として位置づけています。そのため、生徒の参加は任意ですが参加を勧めています。特に運動部は、スポーツに関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有しています。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 「生駒市立学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「運動部活動方針」を策定します。策定した活動方針等を学校のホームページへの掲載により公表します。
- (2) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部が活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置します。

3 適切な休養日・練習時間の設定

- (1) 学期中は、原則、週当たり2日以上 of 休養日を設けます。(本校では毎週水曜日を休養日としています。ただし、長期休業中や公式戦、大会の直前は変更することもあります。また、毎週土、日曜日は1日以上 of 休養日を設けるようにします。ただし、土、日曜日に公式戦、大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替えます。)
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。また、生徒は十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。
- (3) 1日の練習時間は、平日では2時間程度、土、日曜日、休日、長期休業日は3時間程度とします。

4 安全及び健康管理

- (1) 活動中は、指導者が現場で指導にあたることを原則とします。校務等のため現場で指導に

当たれない場合は、安全面に十分配慮して活動内容を明確に伝え指示しています。早朝に部活動を実施する場合は7時30分以降に登校し、活動します。

- (2) 活動開始前には必ず健康チェックを行い、生徒の健康観察を実施しています。また、活動中や活動後にも生徒の様子を観察し健康状態の把握に努めています。日頃から生徒の健康に注意を払い、養護教諭や担任と連携を図っています。
- (3) 万一、活動中に負傷や体調不良が起こった場合、速やかに保護者に連絡を取ります。ただし、状況によって、保護者と連絡がとれない状況であっても、医師の判断を仰ぐときもあります。緊急を要する場合は、保護者に連絡がつかなくても、救急車の要請をすることがありますので、ご了解ください。
- (4) 「市内中学生熱中症事故調査結果報告書」の提言を踏まえ、指導者と生徒がコミュニケーションを図り、生徒一人ひとりの体力・運動能力に応じた指導を心がけます。また、熱中症の予防のために、暑さ指数(WBGT)の測定を行い「熱中症予防運動指針」に基づいて、こまめな水分補給と適切な休息を設ける等、生徒の安全を考慮した適切な措置をとります。
- (5) 定期的に施設・設備等の安全点検を実施します。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにします。
- (6) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進します。

5 その他

文化部活動については、文化部活動の特性を踏まえ、当面、本方針に準じた取り扱いとします。